

「ブルジョア・デモクラシー」の構造的論理について

井田, 輝敏
九州大学法学部 : 助手

<https://doi.org/10.15017/1334>

出版情報 : 法政研究. 25 (1), pp.47-70, 1958-07-10. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

「ブルジョア・デモクラシー」の

構造的論理について

井田輝敏

目次

序説

- 一、ブルジョア・デモクラシーにおける議会制
 - 二、ブルジョア・デモクラシーにおける三権分立制
 - 三、ブルジョア国家における自由
- (1) 言論・出版の自由 (2) 選挙の自由

序説

周知のように、デモクラシーに関するあらゆる論議にともなう困難は、その概念の曖昧と濫用である、といわれる。^(一)だが、このことは独りデモクラシーの概念にかぎらず、すぐれて論争的概念として、それ自体で一つの社会的機能をもっている政治概念に共通していえることであるが、なかならず「すべての政治概念のなかでも最も濫用されたこの言葉」^(二)——デモクラシーにおいて、如上の傾向の著るしいゆえんのものは、H・ケルゼンが喝破したように、デモクラシーは、「一九世紀と二〇世紀の人心を、殆んど普遍的に支配した流行語で……まさしくそのゆえに、あらゆる他の流行語と同じ運命を辿って、確定した意味を失ってしまった」^(三)からであろう。

ところで、曖昧と濫用の非難を宿命とするこのデモクラシーの概念のごとく、今日の世界における緊張関係の中にあって愈々重大なる役割を演じ、かつその解決を迫られているものは少い。思うに、今日、人間の自由と平等を合理的に正しく顕在化すべきデモクラシーの潮流は、世界的な視野と舞台において互いに相対立し拮抗する二つの陣営、つまりいわゆる西歐的な自由主義デモクラシーとブルジョア・デモクラシーと、東歐的な社会主義的ないしは共産主義的デモクラシーとに表示される相剋する二つのイデオロギーを擁して、分流するに至っているからであり、またさらに、この事實は西歐的なものと東歐的なものとが夫々ブルジョア的あるいはプロレタリア的という、いわば括弧の中に囲まれたデモクラシーとして特徴づけられているとしても、共に「デモクラシー」を標榜しているかぎり、われわれは単にデモクラシーの概念のみでなくその本質の解明を要請されているといえよう。つまり、現代政治の分裂対峙の問題性は、かって近代社会の成立を可能ならしめ、その発展を方向づけたこの社会的政治的価値（デモクラシー）の具体的実現をめぐって、この原理の支配が、「大衆的エネルギーを近代的デモクラシーにまで結集せしめた条理と正義」とにみあって、正当に合理的に現実社会に機能しているか否か、という点にかかっている。だから、われわれは二つの異なるデモクラシー＝ブルジョア・デモクラシーとソヴェト・デモクラシーの特質と、その構造的論理を追究することによって、濫用と曖昧をもって知られるデモクラシーの概念を闡明し、さらにその本質を剔抉することができるのである。

本稿ではこのような問題視角から、ブルジョア・デモクラシーの構造的論理について、若干の考察を加えたいと思う。

(一) たとえば、五十嵐豊作「近代国家と社会的自由」(近代国家論・第三部・昭二九年)一二三頁参照。

(二) (三) Hans Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, Tübingen, 1920, S. 30.

(四) 松下輝雄「ソヴェト・デモクラシーの特質」(ソヴェト制の研究・昭和三十一年) 六六頁。

(五) ブルジョア・デモクラシーの対蹠的な極としてソヴェト・デモクラシーを対置することは、欧米の保守的政治学者の否認するところである(その代表理論として、R. M. McIver, *The Web of Government*, 11th print, N. Y., 1953.) が、E. H. Carr,

H. カールのごとく、ソヴェト・デモクラシーが、厳然たる客観的事実として存在することを認める学者もいる。(E. H. Carr, *The Soviet Impact on the Western World*, N. Y., 1948, P. 3 et seq.)

一、ブルジョア・デモクラシーにおける議会制

ブルジョア・デモクラシーの特色を端的に、しかも鮮明に示すものは、いうまでもなく議会制である。このことは、一面ブルジョア・デモクラシーを議会主義デモクラシーとして規定することから、他面「一八世紀の終りと一九世紀の初頭に、専制政治にたいして行われた戦いは、本質的には議会主義のための戦いであった」という歴史的事実から、容認されねばならない。このことは、ブルジョア・デモクラシーの構造的論理を究明するばあい、特に重要である。すなわちブルジョア・デモクラシーの現代的概念の形成は、いわゆる第三身分として総括されていた市民階級を先頭とする全勤労人民によって、自由・平等の共同の旗幟の下に斗われた一七八九年のフランス大革命に始まるが、この大革命が市民革命たるに留ま^{ブルジョア}ったかぎりにおいて、全人類的理想(人間解放) || 市民的理想(政治解放) || この等式は周知のように、当時の歴史的・社会的条件に基づいて、自明の公理とみなされた——という二重の性格をもつ近代デモクラシーは、それ自体の中に制約を内包し、矛盾の諸契機をすでに胚胎せしめていた。だから、一九世紀の前半紀における階級分化の発展によって、近代デモクラシーの自己分解作用が始まり、夫々の階級の自由と平等という共同の旗幟にたいするアクセントの異りが顕在化するに至るや、一方において市民階級は「近代デモクラシー

の意識的なる再構成によってその現代的概念を形成^(三)するとともに、他方、勞力階級もまた「近代デモクラシーから生まれた批判的要求によって、その原始的形態におけるあらゆる種類の社会主義（共產主義）を形成した」^(四)のである。いうまでもなく、このばあいブルジョアジーが「意識的なる再構成」によって、單なる自由主義とデモクラシーとの結合でなく、一八世紀の勃興期のデモクラシーよりもすぐれて社会主義にたいする論争的概念（対立概念）として形成し、自己の堡壘を見出したものこそ、リベラル・デモクラシー、つまり「自由主義によっていわば括弧の中に囲まれたデモクラシー」^(五)に外ならなかった。しかもこのリベラル・デモクラシーこそ、極言するならば、ブルジョア・デモクラシーのピラミッドの基底ともいふべき議会主義の凝集点であるから、まさしくケルゼンの指摘するように、「議会主義にたいする決定は、同時にデモクラシーにたいする決定」^(七)であることはいわずもがな、さらにブルジョア・デモクラシーにたいする「決定」(Entscheidung)でなければならぬ。

(一) H. Kelsen, Das Problem des Parlamentarismus, Soziologie und Sozialphilosophie III, 1925, S. 3. (以下 Problem と略記する)

(二) この点の詳細については、五十嵐・前掲論文、六二一―六三三頁参照。

(三) (四) 五十嵐・同上、一五頁。

(五) 同上、一九頁参照。

(六) (七) H. Kelsen, Problem, S. 5.

さて、議会主義とはなにか？ ケルゼンの説くところに従えば、議会主義とは「人民によって、普通平等選挙権の基礎の上に、だから民主主義的に選挙された合議機関によって多数決原理 (Mehrheitsprinzip) に従い、規範的国家意思を形成することである」^(一)すなわち国家意思が、直接に人民によって創造せられないで（直接的民主政の否定）、人

民によって構成せられた議會をつうじて産出される(間接的民主政)ところに、その特色を見出すことができるわけであるから、つまり議會主義は、「自由の民主主義的要求と、すべての社会技術的進歩を条件づける、分化的分業の原則との妥協として現われる」^(二)といえよう。なぜなら、(1)人は社会関係の複雑性に直面したとき分業の利益を放棄できなかったので、直接的民主政の原始形態(ルソーのいわゆる「カシの木の下」の政治)を真面目に受領することをためらったし、(2)国家的共同社会が大きくなればなるほど、「人民」はそれ自体として国家意思形成の真に創造的な活動を自ら直接に発展せしめる状態から、ますます遠ざかるからである。^(三)(4)また他方において、「人は恰も議會主義においても、民主主義的自由の理念が——この理念のみが、完全に表現されるかのごとき外観、つまり代表の擬制を喚起しようとする」^(四)からである。だが、いうまでもなく事實はこれに背馳する。すなわち、議會主義原理はあらゆる憲法においてそうであるように、議員はその選挙人からなんらの拘束的指令を受けとるべきでなく、「議會はその機能において人民から独立している」^(五)かような議會の人民にたいする「独立宣言」は、必然的に代表の擬制をして人民主権の立場から、議會主義の正当化に赴かせるであろうが、代表の擬制は、議會を人民主権の立場から弁護するといふ、その本来の任務の継続に耐えることはできぬ。思うに、代表の擬制は、「自由の原理が、議會主義によって経験する現実的・本質的な侵害を隠蔽するために定められた……公然の擬制」^(六)に外ならないからである。

ケルゼンはこのように説きながらも、かかる無力な擬制(代表の擬制)の価値を、「民主主義理念の強大な圧力のもとに立った一九世紀と二〇世紀の政治運動を、合理的な中間線上に保持した」という「企図せられた機能とは異った別の機能」の中にみとめるのであるが、国家はつねに、その社会で生産手段を所有する法律的権利をあたえられている階級に握られている(ラスキ)^(七)かざり、国家機関の中、立性をケルゼンの樂觀説をもって容認することはできない。このことは、たとえばレーニンが、その著「国家について」の中で、「資本制国家——この国家は全國民の自由を

そのスローガンとして宣明し、全国民の意思を表現すると称し、それが一個の階級社会であることを否定する^(九)と述べるとき、議会ないしは国家機関の中立性は否定されているのであって、結局ブルジョア国家の機能の性格と本質は、あらゆる他の搾取者的国家と同じく、被搾取大衆を抑圧することによって、階級支配を志向する点に求められねばならない^(一〇)であろう。

(一) H. Kelsen, *Problem*, SS. 5—6.

(二) Derselbe, a. a. O., S. 7.

(三) (四) (五) (六) Derselbe, a. a. O., S. 8.

(七) Derselbe, a. a. O., S. 9.

(八) H. J. Laski, *The State in Theory and Practice*, London, 1935, p. 162.

(九) レーニン「国家について」(堀江邑一訳・昭二二年・社会主義著作刊行会)二二頁。

(一〇) たとえば、ソ同盟科学アカデミー法研究所編「国家と法の理論」下卷(藤田勇訳・昭二九年)一〇二頁以下参照。なお、「国家機関の中立性の問題」については、鈴木安蔵「史的唯物論と政治学」VIII章において詳細に論ぜられている。

ブルジョア・デモクラシーの凝集点的位置を占める議会主義原理が、右に述べたように本来ブルジョア独裁に奉仕し、議会が被支配者階級の抑圧機関としての機能をもつかぎり、多元的利益の統一的社会制度たる議会本来の機能は有名無実化しているのであって、このいわば危機^(二)に立つ議会の揚棄^(三)をおこなう以外には、労働者階級の利益を代表する政党が多数党となり、立法機関においてそのような決定権をもったとしても、国家権力の本質にはなんらの変更を加えるものではない^(四)。もっともこの点については、種々の批判が予想される。たとえば、岡本清一教授は、議会を「近代ブルジョア・デモクラシーにおける斗争の方程式」(傍点—筆者、以下同様)という視角から、次のように説か

れる——

「われわれがまもり、かつ、たかめようとしているブルジョア・デモクラシーの自由は、この方程式とかけきり有機的にむすびつき、この方程式を無視しては、ブルジョア・デモクラシーの自由をまもることも、これを拡大することもできないのである。……ブルジョア・デモクラシーの制度は、その発展の極致において、プロレタリア・デモクラシーの制度に転化していくべきものである……いいかえれば、今日のブルジョア議会主義的民主主義の政治制度そのものが、人民民主主義的な政治制度まで、質的に転化していくのであって……けっしてブルジョアの議会主義の政治制度の外に……新しい社会主義的な政治制度が発芽・成長して……ついにそれが今日の議会主義の制度にとって変わるものであるかのごとく考えられてはならない。」^(四)

だが、教授のいわゆる「ブルジョア・デモクラシーからプロレタリア・デモクラシーへの質的転化」は歴史の潮流に拱手傍観し、いながらにして完遂されうるものではない。このことは、たとえばマルクスが「コンミュニオンは出来あいの国家機関を占領して、それを自分自身の目的のために仕立てゆくことは出来ない」と述べる^(五)とき、プロレタリアートがこれまでの国家機関を単にその掌中におさめるだけでなく、これを粉砕しかつ解体することを要求しているのであり、したがって、このテーゼは、プロレタリアートがブルジョア議会においてその支配権を確立したとしても、そのことが直ちにプロレタリア国家の形成を意味するものではないことから、明らかである。もっとも、周知のように、レーニンが議会制を批判するばあい、議会制の内部的構造——殊に代議機関と選挙制については、必ずしも問題としているのではないことは、「議会制度からの出口は、もちろん、代議機関と選挙制にあるのではなくて、代議機関をおしゃべりの場所から『行動的』^{アルバイテンデ}機関に転化することにある」とい^(六)っていることから知られる。しかし、このばあい注意しなければならないことは、レーニンのいわゆる「代議機関」(Vertreterkorperschaften)をブ

ルジョア・デモクラシーにおけるそれと、同日に語るわけにはゆかないこと、すなわちこれである。なぜなら、ブルジョア国家の議会制度が他面において三権分立主義をみとめ、議会が執行権と断れた立法の機関であり、饒舌の機関であるのにたいし、レーニンにあっては、コンミューンが立法と執行を同時にこなう機関であったことを重視して、仕事をする機関たるべきことが要請されているからである。この点について中村哲教授は、次のようにいわれる――

「議会の内部的構造については、『国家と革命』ではとくに、問題にされているようにはみえない。もちろん、その内部構造についても、問題がないわけではないが、そこではとくに三権分立制との関連における議会制がとりあげられている。彼はカウッキを批判するにあたって、デモクラシーといわれるものが、官僚主義と結合されているブルジョア議会主義に他ならず……立法機関から切り離された行政権を握る官僚の排除が必要であるといっている。(中略) レーニンの国家論においては、ブルジョア国家が議会政治をとる場合においても、官僚が政治の実権をもつことを重視しているのであって、この点、社会改良主義に対して批判を加えている他の論者に比べて著しい特徴がある」と。

ところで、いわゆる近代の議会主義が、議会政治に歴史的に先行する権力分立主義を揚棄するものではなく、権力分立主義との少からぬ妥協をみとめるものであり、「議会の意思が執行権を直接に支配する」ことを拒否する性格をもつかぎり、ブルジョア・デモクラシーがプロレタリア・デモクラシーへと「質的転化」を遂げるためには、やはり、ブルジョア議会制も質的転化し揚棄されねばならない。しかも、この要請が、単に思考の結果にもとづくものであるにとどまらず、ブルジョア国家の議会主義ないし議会政治の現実、つまり――議会政治が現実に執行権をにぎる軍・官僚との妥協の上にのみ成立する政治形態であって、後者にたいする完全な指導権をもつ政治形態ではないとい

う歴史的制約にもかかわらず、「議会政治」が「デモクラシーの政治」であると僭称されている、ブルジョア国家の現状から帰納されているだけに、いよいよその必要性が痛感されるのである。だから、かかるブルジョア国家の議会政治（ここでは議会の意思は執行権に反映するとはいいいがたく、人民の意思があますところなく執行権を左右するということは、不可能である）の態様を洞察するならば、ケルゼン流の処方箋⁽¹⁰⁾に従って直接民主政の諸形式（人民投票・人民発意など）による議会（政治）の改革を志向せんとする論理の不完全・不徹底さも、自ずから判明するところである。

(一) Cf. H. J. Laski, *Democracy in Crisis*, London, 1933, p. 67 et seq.

(二) 中村哲「国家権力の変革」(近代国家論・第一部・昭二九年)五七頁参照。議会政治の完成だけでは、国家権力の実体である執行権を变质せしめえない。なぜなら、ブルジョアシーと国家との結合は、執行権をつうじてである、というのがレーニン
の国家論の中心点を形成する。(Vgl. N. Lenin, *Staat und Revolution, Die Lehre des Marxismus vom Staat und die Aufgaben des Proletariats in der Revolution, Elementarbücher des Kommunismus Band 10*, Berlin, 1926.)

(三)(四) 岡本清一「ブルジョア・デモクラシーの論理」(昭三〇年・法律文化社)四九―五一頁。

(五) Lenin, a. a. O. S. 73. なおマルクス「フランスの内乱」(岩波文庫版)一六九―一七〇頁参照。

(六) A. a. O. S. 44.

(七) 議会という言葉は、本来「話す」という意味をもつのだが、ブルジョア国家の議会はすぐれて「饒舌機関」としての傾向を
持つ。(C. P. Libert, *Parliament*, London, 1924, p. 7.)

(八) 中村・前掲、五八頁。

(九) 同上、四七頁。

(一〇) Kelsen, a. a. O. S. II ff.

ところで、以上の所説から、議会の危機を救済するものは、議会そのものの質的転化＝議会の揚棄に外ならないところが明らかになったのであるが、ここにいう議会の揚棄について、誤解をまねかぬためにも、一言触れておく必要がある。すなわち、それは頭から議会そのものの廃棄を主張するものではないが、少くとも現実のブルジョア国家においてそうであるように、三権分立制との緊密な連関を保っている議会制を否定しようとするものである。つまりレーニンがいつているように、「代議制度なしには、われわれは民主主義を——したがってプロレタリア民主主義をも——考えることはできない^(一)」のであって、ただ、代議制度は残存するが、「特殊の制度としての、立法活動と執行活動との分業としての、代議員に特権的地位を保障するものとしての議会制度^(二)」を、パリ・コミューンの立法と執行立両活動を同時にこなう機関に揚棄することを、主張する。そして執行権をにぎる軍・官僚の勢力の一扫により、立法・執行の両機関を合体した権力機関を、プロレタリアート全体が階級全体として掌握することが必要であるというものである。ただこのばあい、カウツキーが主張するように、かかる組織がプロレタリア国家においても、「何らかの議会のようなもの」(Art Parliament)であるとはかぎらない^(三)のであって、ブルジョアシーと国家との癒着が執行権を通じておこなわれているかぎり、レーニンの説くように「ブルジョア議会主義におけるような官僚政治を温存せしめる制度とは全く異なるもの」^(四)であることに、注意しなければならぬ。このゆえに、われわれは、以下において、議会政治外に強大なる執行権^(五)を容認する三権分立主義、つまり議会制を制約する三権分立制とはいかなるものであるか？ について考察する必要がある。

(一) (11) Lenin, a. a. O., S. 46.

(三) 中村・前掲、六八頁参照。

(四) Lenin, a. a. O., S. 47.

(五) 詳細は、中村・前掲、四八頁参照。

二、ブルジョア・デモクラシーにおける三権分立制

一般に、三権分立論は自由主義的な政治組織原理であるといわれる。たとえば、清宮四郎教授が、「権分立論は、立法、司法、行政など、国家権力の種別を前提としてはいるが、たんに、国家権力の理論的分類または制度的種別を説くものではない。また、国家権力の組織・技術上の分離を提唱するにとどまるものでもない。分立論の重点は、もっぱら、自由主義的な政治的要請として、その実現を求めるところにあり、その真価も主としてそこにみられる」と説かれるとき、そこには三権を分離・独立せしめて、互いに他を牽制し均衡を保つことによって、国家権力から個人の政治的自由（国家からの自由）を担保することを期待しているものと考えられる。

元来、権力分立原理の特性は、第一に、右に述べたことから察せられるように、自由主義的であるということであるが、「権力分立論は、もともと、積極的に能率を増進せしめるための原理ではなくて、消極的に権力の濫用または権力の恣意的な行使を防止するための原理」であることから、権力分立原理の第二の特性としての消極性があらわれてくる。第三の特性としては権力分立そのものためよりもむしろ、権力集中に対して消極的に機能する権力原理であるかぎり、当然国家権力および権力の座にある人間にたいする不信・懷疑——総じて国家権力にたいする「不信任」の思考様式・態度の顕著性があげられる。かくて最後に、政治的中立性、中和性が第四の特性を形成するのである。

(一) 清宮四郎「権力分立制の研究」(昭二七年・有斐閣)二頁。

(二) 同上、三頁。 (三) 同上、五頁。

ところで、権力分立論の意義ないしその特性が右のようなものであるとしても、権力分立論に内在する二つの性格、つまり固有の意味における権力分立と、組織的技術的意味におけるそれ^(二)を十分に理解することはできない。だから、以下においてまず権力分立論に内在する二つの性格を明らかにする必要がある。

ここで固有の意味の権力分立というばあい、結論的にいえば、さきにみた第一の特性と関連するものといえよう。

すなわち、固有の意味における権力分立論の古典的創始者——モンテスキューの政治思想は——殊にかれの著「法の精神」(Esprit des lois) 第十一篇第六章のイギリス憲法に関する論説は、すぐれて「政治的自由」^(三)(liberté politique)

を志向するものであり、一般にロックから継受された「権力分離の原理」の発展的展開^(四)三権分立論の典型的叙述であるとされるが、かれのいう自由とは、「すべて法の許容することをなす権利」であり、「国家、すなわち法の存在する社会において、その欲すべきことをなし得、欲すべからざることをなすべく強制されることなきこと」であった。

かくて、政治的自由は、権力の濫用がなされぬ時に限って存在する。しかし、すべて権力をもつ者はそれを濫用しがちで、権力者は極限までその権力を行使するがゆえに、「権力が権力を抑制するような事物を塩梅することが必要」

であるという視角から工夫されたものに外ならないからである。だから、それは立法・司法・執行という三つの国家秩序の形成ならびに維持のための権能が、夫々三種の人格主体に配分され、相互干渉的に機能しあうことによって相互に均衡を維持し、モンテスキューのいう「制限政体」^(五)ないし制限国家を形成するためのもの、^(五)と云ってよいだろう。

次に組織的技術的意味における権力分立とはなにか？ が問われねばならない。端的にいえば、それは先述の第四の特性、つまり政治的中和性に対応するものといえよう。すなわち、モンテスキューが権力が権力を抑制するように塩梅するというとき、公権力が特殊的利益の担い手によってアット・ランダムに行使・濫用せられることを防遏しようとしたモチーフがうかがわれるのであって、かれは一方において国家的権限を分割して相互関係的に保つと同時に

他方その分割された国家的権限の担い手を相互に利益の異なる主体に求めることによって、相異なる利益を代表する実力が、相互に対立し相互の特殊利益的政治実力を減殺すると共に中和せしめられることを望んだのであった。だから権力の完全なる分配ではなく、むしろ権力の集中を修正しようとするところにモンテスキューの意図がうかがわれるのであって、このモンテスキューの意味した第二の権力分立（均衡）の論理は、「極端な専主制と極端な民主制との間に中和を求める傾向から生じている。それは、どちらの原理にも對抗するが、また妥協もする」^(六)性格をもつにして、絶対君主の権限を大幅に制約したかぎりにおいて、本来モンテスキューの志向した権力分立＝均衡の論理がすぐれて自由主義的であったことは否定できないのである。^(七)

(一) 長浜政寿「国家権力の分化と集中」(近代国家論・第二部・昭二九年)一〇頁参照。

(二) モンテスキューのいわゆる政治的自由の詳細については、清宮・前掲書、四一―四二頁、梶原愛巳「モンテスキューの『政治的自由』の概念について」(九大政治研究室編・政治研究・4号・一九五六年)三五頁以下、松平齊光「フランス啓蒙思想の研究」(昭三三年・有斐閣)四一―八頁以下参照。

(三) たとえば、尾形典男「近代国家と政治的自由」(近代国家論・第三部)八四頁、清宮・同上、第八節「権力分立論からみたモンテスキューとロック」等参照。

(四) Montesquieu, *De l'esprit des lois*, Livres IX. Chap. III (*Oeuvres complètes de Montesquieu*. Par Edouard Laboulaye, Tom. 4, p. 4.)

(五) *Ibid.*, p. 5.

(六) 清宮・前掲、五頁。この点について尾形教授は、「それは妥協的中和を以て国権力の強制力を可及的に減殺することによって『国家からの自由』の最大限を期待すると同時に、他方所与的体制下においての自己利益の維持と伸長を中和的妥協において最大限に期待するもの」であるからに外ならぬと説かれる(尾形・前掲論文、八九頁)。

(七) モンテスキューのいわゆる権力分立Ⅱ均衡論が自由主義的原理たるゆえんの最たるものは、絶対君主の権力を大幅に削減したことにあろうが、他面立法権の一部と行政権とを君主に保留することによって、民主主義の前進にたいして専制主義の原理に逃避の場をあたえ、君主権力の温存のための政治的役割を演じたことは、注意されねばならない。モンテスキューが、この意味で、近代的・ブルジョア的意味における「自由」の推進力となりえなかったのは、いうまでもなく、彼が「法服貴族」のイデオロギーであったがためである。(この点については、たとえば、松下圭一「集団観念の形成と市民政治理論の転換」〔法學志林・五十五の二〇一〇四頁参照〕)

さて、権力分立Ⅱ均衡の理論が、以上みたように自由主義的原理であるとしても、問題は残る。すなわち、それが民主主義的原理であるかどうかの問題が、さらに検討されねばならないのである。この点について、かつてH・ケルゼンは次のように述べた――

「権力分立が民主主義的原理であるか否かという問題は、イデオロギーと現実との対立を考慮するばあいには、明白に答えられない。イデオロギーの立場からは、権力の分離や立法と執行を異った機関に分割することは、人民は人民自身によってのみ支配せられることをのぞむ――という思想に、決して適応しうるものではない。けだし、この命題からは、すべての権力、つまり国家意思形成のすべての機能は、人民または人民を代表する議会に集中されねばならないという結果を生むからである。モンテスキュー以来、権力分立の教義とともに提唱せられた政治的意図もまた、デモクラシーのために途を準備するものでは決してなく、むしろ反対に、民主主義運動によって立法から締め出された君主にたいし、執行権の領域においてなお権力伸張の可能性をあたえるためのものであった。権力分立の教義は、だから、立憲君主政のイデオロギーにおける核心である」^(二)

このケルゼンの所説から明らかかなように、権力分立原理への起訴状は、それが人民主権の原理と相容れないことに

ある。^(二) 同じような論理を展開するものとして、たとへばハスパツハをあげることができ、ハスパツハが「モンテスキューの権力分立理論は、人民主権の理念とは一致しない」^(三)と語るとき、われわれは純粋に理念的あるいはイデオロギーの面では、権力分立制とデモクラシーが究極において相互に拮抗対立し、そのため、自由主義と民主主義の両理念が相剋状況にあるということを知ることができる。もっとも、この点については異論がないわけではなく、たとえば清宮教授のごとく、「権力分立制の基調をなす自由主義と民主主義とは、つねに両立できないものではない。立憲主義の諸憲法が自由と民主との二つの要素を仲よく同居させているのをもみてもわかる」^(四)という問題意識にたつて、権力分立原理が専制的・独裁的原理ではなかったという視角から、「歴史的、現実的には……権力分立制は、もともと専主制に対抗して唱えだされているし、その後も、民主主義と手を組んで、専主制または独裁制を共同の敵としている場合が多かった」^(五)と述べることによって、リベリズムとデモクラシーの融和を権力分立制原理にみようとすゝる学者もいる。

しかし、教授もまた、「とはいえ両者は、どこまでも両立できるとはかぎらない」^(六)、つまり両者の中、一方を徹底するばあい他方はある程度犠牲にされねばならないことを、告白されている。すなわち、教授によれば、民主主義を徹底的に実現しようとするばあいには、「極端な直接民主制を採用しないかぎり……国会中心政治・国会優位の政治になるのが自然のなりゆきで……議院内閣制は、民主原理のために権力分立・均衡の原理を破つて、国会の優位のもとに立法部と執行部との一体・共働を実現させようとするものである」^(七)が、立法部と執行部の一体化にも限度があるため、「これが破れるときは、両者は下院における内閣不信任案の決議と内閣による下院の解散との武器によって、相斗うことになる」^(八)ならば、ここでまた権力分立原理が作用するわけである。かくて、民主主義（人民主権の原理）と権力分立原理の融和は、リベリズムかデモクラシーのいずれか一方を犠牲にしたダイレンマの上のみ成立する

ことができるのであれば、権力分立論はつねに、「護るべきなものかをもつ者にとっては有用な理論であるが、切実な欲求をもつ者には無駄な障害にすぎない」(ヘルマン・ファイナー)との中傷を甘受せねばなるまい。

(一) Kelsen, *Wesen und Wert*, S. 19.

(二) たとえば、ケルゼンは権力分立制の代表的な国——アメリカの大統領を評して、「これは、いかにバラドックスにみえようども、人民主権の原理の——恐らく意図せられたような強化を意味しないで、むしろその弱化を意味する。けだし、幾百万を救える選挙民にたいして唯一人が被選挙人として対立するかぎり、人民代表の思想は破産しなければならぬ」(A. a. O., S. 20.)として、かかる大統領をもって代表せられるデモクラシーを「選挙せられた皇帝の似而非デモクラシー」(die Pseudodemokratie eines gewählten Caisars) とみよふ。(A. a. O., S. 20.)

(三) Haslach, *Moderne Demokratie*, 1921, SS. 17—18.

(四) 清宮・前掲書、七頁。

(五) 同上、一一頁。 (六) 同上、七頁。

(七)(八) 同上、八頁。

こういうふうに見てくると、結局、尾形教授が指摘されるように、権力分立の原理は、ブルジョアの實力把持以前における自由主義的原理としてのみその機能を發揮することができたのであって、「議会的立法によって自己の意思を自由に実現しうる民主主義的立法の段階における原理ではない」といわざるをえない。もっとも、この結論は、先に触れた第一の意味、つまり固有の意味における権力分立の原理が、権能の理論的分類の原理として徹底されるばあいを別として、第二の意味——組織的技術的意味におけるそれが、實力の権限的分割とその均衡・中和の原理として理解されるかぎりにおいてであるが——。

(一) 尾形・前掲、九〇頁。もっとも、「議会的立法によって自己の意思を自由に実現しうる民主主義的立法の段階」という点には、疑問なきをえない。けだし、「議會制」のところで既に触れたように、ブルジョア国家の議會が、ブルジョア独裁に奉仕する現状では、形式的な民主主義的立法に手ばなしの賛意と期待を送ることはできないからである。(この点については、たぐさば、H. J. Laski, op. cit., P. 110; 同「近代国家における自由」(Liberty in the Modern State) 邦訳、一六頁等参照)

三、ブルジョア国家における自由

—ブルジョアの「自由」の特質—

ラスキが、「マルクスが出るまでは、大方の政治的思案は、国家の目的を決定する財産関係の支配的影響力を理解しえなかったために、妥当なものでなかった」と語るとき、かれの意識の底には、いわゆる「唯物史観の公式」が沈澱していたにちがいない。ことわるまでもなく、唯物史観の公式とは、マルクスがその著「経済学批判」において展開したテーゼ、つまり「人間の意識が彼らの存在を規定するのではなく、逆に、彼らの存在が彼らの意識を規定するのである。……経済的基礎の変化とともに、巨大な全上部建築が、あるいは徐々に、あるいは急速に、変革される」ことを意味する。このテーゼからわれわれは、次のことを容易に知りうる。すなわち、資本主義社会—国家が、私有財産制度の上に構築され、したがって、あくなき利潤追求(資本の自己運動)を志向する(四)かぎり、国家はつねにその社会で生産手段を所有する法律的権利をあたえられている階級に握られ、被支配階級—勤労者階級を抑圧し搾取することは必然であり、またその結果、階級斗争の激化を促すこと、これである。(五)かくて、ラスキは、次のように述べた—

「国家はそれ自体の存在の法則からして、諸階級のあいだに処して中立的たりえない。国家は国家なるがゆえに

どちらかの味方になることを余儀なくされる。国家の政府は、その社会の生活を維持している生産制度を経済的に支配する階級の執行委員として、行動しなければならぬ。^(六)

だから、相対立する階級、資本と労働との利害の現存する国——ブルジョア国家に、法的に保障された国民の自由があるとしても、それは所詮、法的擬制にすぎないのであって、労働者階級にたいして、よしや譲歩がおこなわれたとしても、その譲歩は資本主義にみあって、マージンが広く譲歩によってもいささかの損失をうけないばあいにかぎられるにすぎない。^(七)つまり、「彼らはゲームをするが、しかしそのゲームのおこなわれるべきルールを決める権利を自己の掌中に保留した上で、ゲームを始める」といわれるゆえんである。かくて、かれら資本家階級—支配階級の權益が危殆に瀕するような徴候が、みえはじめるや否や、その瞬間から支配階級は「国民的利益」の代弁者たる仮面をぬぎ捨てて、赤裸々な搾取者としての獸性を現わし、ついに国民に「保障」された「つねに狭い、チョンギられた、ゴマカシの」自由すら剝奪する。これこそ、否定することのできないブルジョア国家のデモクラシーの実状である。

以下において、ブルジョア国家の支配者層や、レーニンのいわゆる「ブルジョアジーの従僕か、それとも政治的には全く死んでしまって、埃りだらけのブルジョア文献のかけに坐って、脈うつ現実をみずに、ブルジョアの偏見に浸みこんでおり客観的にはブルジョアジーの従僕と化してしまった人間」^(八)たちが礼讃する「自由」の態様を分析し、ブルジョア国家の特性から、それが「虚偽」に墮していることを明らかにしたい。

(一) Laski, State, p. 103.

(二) ラスキが、いわゆるマルクス・レーニン主義者ではないことはもちろんであり、(この点に関しては、横越英一「ラスキにおける多元的国家論から階級国家論への発展」(ラスキ研究・昭二九年)五〇頁以下参照) かれ自身も現に、こういっている。「しかし、あらゆる歴史的变化が必然的に経済的要因——その重要性をわたくしは論じてきたのであるが——によって決

定されるということは、決してわたくしの主張しようとするのではない。わたくしはただ、経済的要因はその決定における支配的な要因であると、主張するだけである。」(Ibid., p. 120.)

(三) マルクス「経済学批判」(マル・エン選集・大月書店版・補巻3)九三頁。

(四) Laski, op. cit., pp. 162—163.

(五) たとえば、向坂逸郎『資本論』の諸問題」(「マルクスの批判と反批判」。昭三三年・新潮社)一三九頁以下参照。

(六) Laski, op. cit., p. 135. (七) Ibid., p. 278.

(八) Ibid., p. 314.

(九) エム・ペー・ミーチン「ソヴェト民主主義」(コンスタンチノフ編集・堀江邑一訳「ソヴェト社会の解明」昭二七年・黄土社)一八九頁。

(一〇) レーニン「背教者カウツキー」(平沢訳・国民文庫・昭二八年)三六頁。

(一一) Cf. V. Kozlov, *Bourgeois Nations and Socialist Nations*, Moscow, 1954, pp. 24—25.

(1) 言論出版の自由 少くとも、一般に民主的と自称する国家は、言論・出版の自由を保障している。だが、これらの国では「法と秩序にたいする脅威を惹きおこす」^(一)ような言論・出版に制約が課せられる。このことは重要である。なぜなら、ブルジョア国家の特性を知るものにとつては、支配者階級が「法と秩序」という公安の名のもとに、いかに巧妙に、先述のレーニンの表現にいう「ブルジョアジーの従僕」^(二)たちを偽瞞したにしても、この美辞麗句の旗幟^{スローガン}の機能は、終局的にブルジョアジーの特権を護持し、プロレタリア階級を抑圧・搾取するものであることが、明白だからである。この間の消息について、ラスキはいつている——

「資本主義社会では、われわれが「公安」というものの内容は、資本主義の要請が活動しうる法的条件に外ならない。言論に関する判例を調べてみれば、被告の大多数は資本主義にたいする批判者なのであり、発言の中に資本

主義の安全を脅かす恐れのあるふしがあると、裁判官や公安官に嗅ぎつけられた人々であることがわかる。」^(三)

また、今日論ぜられている出版の自由が、本質において、ただ新聞を所有し統制しているものの自由にすぎないという事実は、たとえば、「社会の敵——新聞」の著者、A・メンデルが、現代のブルジョア民主主義諸国に出版と言論の自由が不毛であることを立証するために引用している次の演説（これはブルジョア国家の最たるアメリカの新聞編集者、ジョン・スウイントンが、その退職の送別会でおこなったものである）によって、すこぶる明らかとなるであらう。すなわち——

「アメリカには独立の新聞はありません。……皆さん、ジャーナリストの間にはあえて自分の意見を良心的に表明するような人は一人もいないでしょう。だが、皆さんがそうしようとしても、……それが決して新聞にのせられないことを、皆さんは前もって御存知です。私は、私が契約している新聞で自分の意見を卒直に述べないという代償に、週給二五〇ドルを頂戴していたのです。ジャーナリストの任務は、眞実を抹殺し、嘘をつき、事実を歪曲し、誹謗をまきちらし財神マンモスの前に這いつくばることです。われわれは舞台裏にいる金持たちの道具であり、下僕であるにすぎません。皆さんはこのことをよく御存知です。私もまたよく知っています。だから今ここで「独立の新聞」のために乾盃するなどとは馬鹿げたことでありましよう。」^(三)

ブルジョア国家のジャーナリストによって暴露された「出版の自由」とは、このようなものである。もっともかれらは、異った傾向の多種多様の新聞が刊行され、これらの新聞がバラエティに富む見解を主張し、個々の為政者が紙上で批判されているという事実をもって、ブルジョア国家に出版の自由が厳存することの証拠とするのであるが、現実には、いわゆる出版の自由なるものは、資本家がその掌中に新聞雑誌をにぎり、自己の利益にみあう世論を形成するところの自由でしかない。かくて、ブルジョア国家にあっては、「法の罰よりは間接的な」世論(四)の罰が存在し、雇

備の権利が有産階級の意思に依拠しているかぎり、就職を正統説——この語にいかなる意味を賦与するかは、かれらの自由である——に適った思考の持主にのみ限定するということは、稀有の事例ではないのであって、反資本主義的見解を表明するばあい、人は就職戦線の落伍者としての運命を保障されるのである。これこそ偽ざるブルジョア国家の自由の特質である。

(1) (11) Laski, op. cit. p. 207.

(三) ゲー・エフ・アレキサンドロフ「ソヴェト民主主義」(コンスタンチーフ編・前掲書所収) 一八三頁より引用。

(四) Laski, op. cit., p. 207.

(2) 選挙の自由　ブルジョア民主主義の擁護者たちが自讃している「選挙の自由」とは、選挙にいろいろの政党が参加していること、これらの政党のあいだに斗争がおこなわれていることを意味する^(二)。この意味で、つまり選挙の自由とは、後述のように、複数政党制のメダルの一面であるといつてよからう。だがブルジョア的な「選挙の自由」の本質を解明するならば、すでに(1)でみた出版の自由と同じような偽瞞を洞察することができる。あたかもマルクスが、ブルジョア憲法を特徴づけて、「憲法のどの条文もそれ自体のうちに、そのアンチ・テーゼを、それ自身の上院と下院を、つまり一般の言葉では、自由を、註釈では自由の廃棄を含んでいる」(ルイ・ボナパルトのブリュール十八日)といったごとくに——。このことを検証するため、以下「選挙の自由」についての考察を進めよう。

たとえば英米において普通選挙の名のもとに、この自由が保障されているが、実際には種々の制約を負担している事実^(一)に、眼を閉じることは許されない。すなわち、アメリカではニグロは形式上、国政参加の権利を享受しているが、実際にニグロが議会(下院)に入った例は、五〇年間に一度であつたといわれる^(二)。また、アメリカで、選挙前にニグロにたいして一般に読み書きの能力、とくに「政治的な」それについての試験がおこなわれるが、この試験の目

的がニグロの大多数から選挙権を剝奪するためのものであることは、いうまでもないだろう。ブルジョア議会への参加（議会は決してブルジョア・デモクラシーの最も重大な問題を解決しない。それらを解決するのは、取引所・銀行である）は、いくたの垣によって勤労大衆には阻止されていると、レーニンが説くゆえんである。

ところで、二大政党の存在と対立をもって恰も民主主義的な国家の証拠であるかのように、英米の政治家や社会学者は自国をひきあいにするのだが、——このかぎりでは、ラスキすら例外ではなかった——、果して一国に二つ以上

の政党が存在することをもって、その国の社会構造がデモクラチックであるといえるだろうか？ つまり、国家権力の獲得を目指して相互に拮抗する政党の数の多寡をメルクマールとして、その数が多ければ多いほどデモクラシーはより完成され、より広汎に滲透するかのような意見——ブルジョア・デモクラシーの弁護者の公理は、正しいだろうか？ 結論的にいえば、正しくない。なぜか？ 民主主義は社会の上部構造であり、国家の形態であるがため、デモ

クラシーの本質を統治形式、つまり国家体制が一国一党であるか、二党ないしはそれ以上の政党が存在しているかという点に求めてはならないからである。だとすれば、問題の凝集点は、どのような階級が政治権力をにぎっている

か？ どのような階級が支者者であり、この階級と国家、およびそのデモクラシーの人民にたいする関係如何？ に

かかっており、デモクラシーの本質もまた、これによって決定される。かくて、いわゆるブルジョアシーの「公理」

の当否は、如上の認識に照して、おのずから明らかであるが、一步をゆずって「公理」のいう複数政党の存在を「選挙の自田」のアルファでありオメガであるとしても、たとえばイギリス議会の労働党議員の多くが、現代の一連の最

も主要な問題について保守党とのあいだに原則的差異をみとめず、「みずから保守党と称し、明らさまに帝国主義的

膨脹政策を遂行し、他のものはみずから労働党——社会主義者——労働者政党の代表と称しつつ、やはり同じ帝国主義の

政策を遂行する」^(六)なら、複数政党——二大政党といっても一党たると同じ結果を招致しているものといえよう。^(七)このこ

とは、またアメリカのばあいにも妥当する。すなわち、アメリカは、周知のごとく高度に発達した資本主義社会を前提とし、この体制の選択機会是被支配者にあたえられず、資本主義体制内において、投票獲得機関 (vote getting machine) たる二大政党 (民主・共和) が、「選挙に勝利を収めること自体を目的として……各党何れも……『多元的利益の調整体』として機能^(八)」しているのであるが、ここでは、したがって二大政党は、「いわば人格^(九)の選択機会を連続的に大衆に提供するものであって、体制変革を意味する政策、選択の機会を提供するものではない。」

こういうふうにてみると、「選挙の自田」の実質的基底は、無惨にも崩壊し去っているといえる。したがって二大政党の本質規定は、一八九二年の「イギリス労働階級の状態」の序文の中で、エンゲルスが示唆したとおり、「ブルジョア支配を永久化させるシーソー・ゲーム」であること、つまり、議会がすでに対封建的斗争の道具としての歴史的使命を完遂してのちも、なおブルジョア階級は、それが依然として労働者を拘束するのに適しているかぎり、「階級斗争を抑圧する最も有効な基盤」としてそれを温存し、保守・自由という二つの党をシーソーの両翼に配置することによって労働階級の攻撃を巧妙にかわそうとした・自己自衛本能の残渣である^(一〇)ということができるのである。

(一) (二) エム・ペー・ミーチン・前掲、一九一頁参照。

(三) 同上、一九六頁。

(四) ラキス・邦訳前掲書、一四一―一五頁参照。

(五) たとえば、ゲー・エフ・アレキサンドロフ・前掲、一六九―一七〇頁参照。

(六) 同上、一七〇頁。

(七) だからといって、ソヴェト的一党制の概念と同一視することは許されない。けだし、ブルジョア国家の多数政党制は相対立する社会勢力の厳存を示す徴表であるに對し、ソ連のばあいには階級そのものがなくなっているのであるから、相対立する数

個の政党存立の余地はありえないからである。(Cf. J. Stalin, *Problems of Leninism*, F. L. P. H., Moscow, 1953, pp. 690-700.) なお、一党独裁概念としてのソヴェト的なそれとファシズムとを混同することは許されないが、両者の差異については、たとえば、具島兼三郎「ファシズム」(岩波新書・昭二四年)八一—一〇一頁に詳しい。

(八) 渡辺邦男「政党再編の課題と現実——アメリカ」(日本政治学会編「政党・選挙・大衆」昭三一年)六〇頁。同趣旨のものとして、山田浩「アメリカ政党の構成」(政治学講座・II・昭三〇年)第二章参照。

(九) 渡辺・同上、五九頁。

(一〇) 北西允「イギリス二大政党の構成」(前掲政治学講座・II)二二—二三頁参照。

(後記) 本稿においては、すでにみたように、ブルジョア・デモクラシーの否定的な側面のみに視座を限局したきらいがあるが、周知のごとくソ同盟共産党第二〇回大会における問題提起もさることながら、ファシズムへの傾斜が杞憂されつつある現存の歴史的状况のもとでは、ブルジョア・デモクラシーの進歩的側面をも、より緻密に検討・評価する必要がある。この点については、他日を期したいと思う。

(二九五八・五・一五)